上野原市保育施設等給食費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、保育施設等に通う児童の保護者等に対し、給食費相当額を補助することにより、安心して子どもを生み育てる環境づくりを推進することを目的とし、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、上野原市補助金等交付規則（平成１７年上野原市規則第５３号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

　（１）　保育施設等　次のいずれかに該当する施設をいう。ただし、上野原市立の施設を除く。

　　　ア　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３９条第１項に規定する保育所

　　　イ　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園

　　　ウ　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する幼稚園

　　　エ　児童福祉法第５９条の２第１項による届出を行う認可外保育施設

（２）　対象児童　上野原市内に住所を有する者（市長が必要と認める場合は、この限りでない。）で、次のいずれにも該当するものをいう。

　　ア　保育施設等に入所又は入園している者

　　イ　満３歳に達する日以後の最初の３月３１日を経過した者で、小学校の始期に達するまでの間にあるもの

（３）　保護者等　保護者（児童福祉法第６条に規定する者をいう。以下同じ。）及び保護者に準ずる者として市長が認める者をいう。

　（４）　給食費　主食費及び副食費又はそのいずれかの費用をいう。

　（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（第６条において「補助対象者」という。）は、保育施設等に在籍する対象児童の保護者等とする。

（補助対象経費）

第４条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、保護者等が保育施設等に支払った給食費とする。

２　対象児童が保育施設等に主食及び副食を備えた弁当を持参した場合は、弁当を持参した日数に２９０円を乗じた額を補助対象経費に加えるものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、補助対象経費に対し、国、県又は市から他の制度による補助、給付等を受けた場合は、当該補助、給付等の額を減じた額を補助対象経費とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、対象児童１人につき１月当たり前条の補助対象経費の合計額又は５，８００円のいずれか少ない額とする。

　（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする補助対象者は、市長が指定する期日までに、上野原市保育施設等給食費補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

　（１）　給食等の提供に係る証明書（様式第２号）（保育施設等の証明を受けたもの）

　（２）　補助金の振込を希望する口座の通帳等の写し

　（３）　その他市長が必要と認める書類

　（交付決定及び交付）

第７条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、上野原市保育施設等給食費補助金交付決定通知書（様式第３号）により通知するものとする。

２　市長は、前項の交付決定をしたときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。

　（交付決定の取消し及び返還）

第８条　市長は、偽りその他不正な手段によって、補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者があるときは、その者の補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

　（その他）

第９条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和６年１０月１日から施行する。